

ツール・ド・北海道ファンクラブ規約

第1章 「名称、目的及び会員規約」

第1条（会の名称）

ツール・ド・北海道ファンクラブの名称を「ツール・ド・北海道ファンクラブ」と称します。（以下「当会」と略称する。）

第2条(目的)

ツール・ド・北海道の活動を側面から支援して、サイクルスポーツファンが気軽に参加でき、環境にやさしいサイクルスポーツレースとして発展させることを目的とします。

第3条（規約の範囲）

この規約は、第2章に定める当会の会員（以下「会員」と略称する。）による利用の一切に適用されます。

第4条（規約等の変更）

当会は、この規約及び特典について会員の事前の了承を得ることなく随時変更することができるものとします。

第5条（会員への通知方法）

この規約に関する変更事項及び会員に対する通知は、（公財）ツール・ド・北海道協会のホームページ、その他当会が適切と判断する方法により行います。

第2章 「会 員」

第6条（会員）

会員とは、個人又は団体が、この規約の内容を承諾の上、入会申込みを行い当会が認めた方とします。

第7条（退会）

会員は、会員証を当会事務局に返却することにより当会を退会することができます。

第3章 「会員の義務」

第8条（自己責任の原則）

会員は、当会に対して何等の迷惑または損害を与えないものとします。また、会員と第三者の間で問題が生じた場合、当該会員の責任において解決するものとします。

第4章 「会費及び特典」

第9条（会費）

会費は無料とします。

第10条（特典）

会員は、次の特典があります。

- ・ ツール・ド・北海道国際大会のポスター及びガイドブックの配布
- ・ 大会期間中におけるボランティアとしての参加

第5章 「会員に関する情報の取扱い」

第11条（個人情報）

当会は、会員に対する情報（会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス等）を取得することとし、会員情報の保護に必要かつ適切な措置を講じます。

第6章 「役員及び事務局」

第12条（役員）

当会に次の役員を置きます。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 事務局長 1 名

第13条（事務局）

ツール・ド・北海道ファンクラブ事務局は（公財）ツール・ド・北海道協会内に設置し、その事務を処理します。

「事務局所在地及び問合せ先」

事務局～公益財団法人ツール・ド・北海道協会内

ツール・ド・北海道ファンクラブ事務局

問合せ～札幌市中央区北5条西6丁目1-23 第2道通ビル5階

公益財団法人ツール・ド・北海道協会

TEL 011-222-5922 FAX 011-232-4604

ウェブサイト <https://www.tour-de-hokkaido.or.jp>

E-mail fanclub@tour-de-hokkaido.or.jp

附 則

この規約は、平成20年6月1日から施行します。

本改訂は令和元年5月1日から施行します。